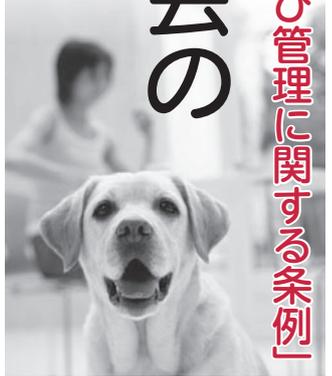


4月1日(水)から施行

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」

# 動物と共に生きる社会の実現を図る



動物に起因するトラブルの発生に加え、多くの犬や猫が県に引き取られ、殺処分されている現状から、県では新たな条例を施行。県民の動物愛護の精神を醸成し、動物の適正な管理の普及を推進することで、人と動物が共生する社会の実現を図っていきます。

## 県が推進する施策

- 子どもへの、動物の愛護と正しい取り扱いの普及啓発に関する援助。
- 所有者を明示するマイクロチップの装着に関する普及啓発。
- 殺処分がなくなることを目指す取り組み(引き取り・捕獲数の減少、返還・譲渡の促進)。
- 災害時の被災動物を救護する体制の整備。

## 動物は適正に飼いましょう

動物を飼おうとする人や飼主は、次のことに注意して飼いましょう。

## 飼い主などへの規制

次の規制に違反すると、罰金

- 動物の習性や周辺の生活環境への影響などを考慮し、終生飼えるかの判断を慎重に行う。
- 動物の健康状態に配慮し、飼育施設を清潔に保つなど、周辺住民に迷惑を掛けないようにする。
- 災害時に備えて、一緒に避難をするための準備をする。
- 犬はロープなどでつなぐか、囲いの中で飼い、散歩の際のふんは持ち帰り、処理する。
- 交通事故や病気から守るため、猫は屋内で飼うよう努める。
- 動物が人に危害を加えないよう、適切な措置を取る。

などが科せられることがあります。

- 犬または猫を合わせて10頭以上飼う場合は、保健所に届け出をすること。
- 特定動物(ニホンザル、ワニガメなど)が逃げた場合は、保健所に通報すること。
- 特定動物が人に危害を加えた場合は、保健所に届け出ること。

- 犬が人をかんだときは、保健所に届け出し、かんだ犬に狂犬病の疑いがないか、獣医師の検診を受けさせること。

## 問い合わせ先

県健康福祉部衛生指導課

☎043・223・2642

海匠健康福祉センター(海匠保健所)  
☎0479・22・0206

県動物愛護センター  
☎0476・93・5711



## みんなで考える 未来の公共施設

第8回

### 保育所の現状

市内には、13の公立保育所(干潟保育所は民間運営)が設置されています。このうち、いいおか保育所は飯岡地域の3つの保育所を統廃合し、昨年4月から新たに運営を開始した施設です。

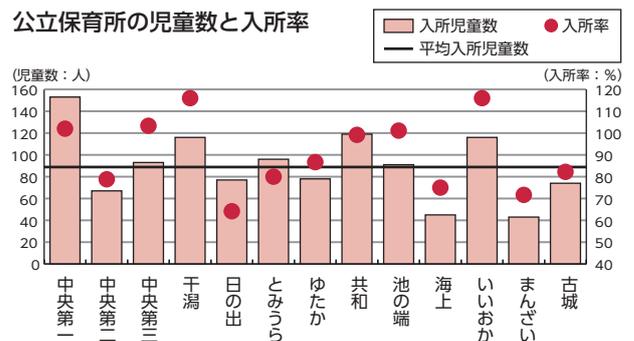
公立保育所の入所児童数の推移を見ると、平成17年の1,311人から26年の1,168人(各年10月1日現在)へと、少子化の影響により年々減少傾向にあります。また施設ごとの入所児童数と定員に対する入所率を比較すると、入所児童数が最も多いのは中央第一保育所の153人、最も少ないのは海上保育所の45人、入所率の最も高いのは干潟保育所といいおか保育所の116%、最も低いのは日の出保育所の64%となっています。

保育所の運営は、保護者からの保育料と市の負担により賄われていますが、小規模で入所率が低いほど市の負

担割合が高くなる傾向があります。公立保育所全体で児童1人あたりに投入される税金を算出すると、おおむね年間60万円となります。

今後、今まで以上に効率的な運営に努めるとともに、児童の育成に好ましい環境整備や保護者が安心して預けることのできる施設として、保育所の在り方を検討していく必要があります。

公立保育所の児童数と入所率



※平成26年10月1日現在

図行政改革推進課行政改革推進班(☎62-5345)